

1 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

(1) 計画期間 令和2年度～令和6年度(5年間)  
 ↳ 国の指針・手引きにより、計画期間の中間年(=令和4年度)に数値の見直しを検討することになっている。

(2) 見直しを検討する内容  
 教育・保育の利用に関するニーズ量 「量の見込み」

2 「量の見込み」の見直し

(1) 見直しの基準  
 国の手引き: 計画時の「量の見込み」と利用実績に10%以上の乖離がある場合、見直しが必要  
 ※利用実績: 令和3年4月1日時点の実績値で確認  
 →90% ≤ (利用実績値/量の見込み) ≤ 110% であれば見直しは不要

(2) 見直しの要否

種別	利用実績値/量の見込み	見直しは
1号認定(3-5歳)	74.26%	必要
2号認定(3-5歳)	89.18%	必要
3号認定(1-2歳)	90.18%	不要
3号認定(0歳)	49.40% (4月1日)	不要
	97.87% (年度末) ※出生や育児休業復帰等により保育需要が増加	

(3) 見直しの方法(補正割合)について

- 1) 継続的に出生数や就学前児童数が全国的に減少している
- 2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、出生数等に急激な変化や明らかに特異的な変化等は見受けられないが、当該感染症関連は不透明な状況が続いている

↓  
 今後も教育・保育の利用に関するニーズ量の減少が継続するとみなして補正割合を「直近3年間の利用実績値の平均値」と設定

(4) 見直しの計算式

各年度の補正前の量の見込み - 補正割合で算出した人数

例) 1号認定・令和4年度  
 補正前の量の見込み 1,449人 - (1,449人 × 補正割合27.18% = 393人) = 1,056人

令和3年4月1日現在	量の見込み …A	1号認定 (教育標準時間認定) 3-5歳	2号 (保育認定) 3-5歳	3号認定 (保育認定)	
				1-2歳	0歳
	1,515人	1,515人	3,900人	2,302人	751人
	利用実績 …B	1,125人	3,478人	2,076人	371人 (4月1日) 735人 (年度末)
	利用実績/量の見込み (B/A)…C ※90 ≤ C ≤ 110の場合 見直し検討が不要	74.26%	89.18%	90.18%	49.40% 97.87%
		見直し検討「必要」	見直し検討「必要」	見直し検討「不要」	見直し検討「不要」 ※年間を通して量の見込みと実績値が均衡するため。

令和2年度～令和4年度 利用実績/量の見込みの 平均(%)…D	72.82%	88.62%
	R2…77.35% R3…74.26% R4…66.87%	R2…88.46% R3…89.18% R4…88.24%
補正割合(%) (100-D)…E	27.18%	11.38%

見直しの計算

	補正前 …F	補正後 …F-(F×E)	補正前 …F	補正後 …F-(F×E)	補正前 …F	補正後 …F-(F×E)	補正前 …F	補正後 …F-(F×E)
	令和4年度	1,449人	1,056人 増減 ▲ 393人	3,835人	3,399人 増減 ▲ 436人	2,285人		746人
令和5年度	1,415人	1,031人 増減 ▲ 384人	3,846人	3,409人 増減 ▲ 437人	2,264人		741人	
令和6年度	1,378人	1,004人 増減 ▲ 374人	3,843人	3,406人 増減 ▲ 437人	2,237人		734人	

「量の見込み」の見直しポイント

- 1) 1号・2号については教育・保育のニーズ量が減少すると見込み、下方修正
- 2) 3号については0歳、1～2歳ともに見直しなし

### 3 「量の見込み」見直しの結果と保育の供給量「確保方策」とのバランス

		1号認定 (教育標準時間認定)	2号 (保育認定)	3号認定 (保育認定)		
		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
実績値	令和2年度	量の見込み (保育のニーズ量) …①	1,572人	3,952人	2,295人	752人
		確保方策 (保育の供給量) …②	2,816人	4,514人	2,195人	769人
		②-①	+1,244人	+562人	▲100人	+17人
	令和3年度	量の見込み (保育のニーズ量) …①	1,515人	3,900人	2,302人	751人
		確保方策 (保育の供給量) …②	2,608人	4,417人	2,209人	773人
		②-①	+1,093人	+517人	▲93人	+22人
見込み値	令和4年度	見直し後の量の見込み (保育のニーズ量) …①	1,056人	3,399人	2,285人	746人
		確保方策 (保育の供給量) …②	2,506人	4,455人	2,257人	792人
		②-①	+1,450人	+1,056人	▲28人	+46人
	令和5年度	見直し後の量の見込み (保育のニーズ量) …①	1,031人	3,409人	2,264人	741人
		確保方策 (保育の供給量) …②	2,387人	4,488人	2,285人	803人
		②-①	+1,356人	+1,079人	+21人	+62人
令和6年度	見直し後の量の見込み (保育のニーズ量) …①	1,004人	3,406人	2,237人	734人	
	確保方策 (保育の供給量) …②	2,387人	4,488人	2,285人	803人	
	②-①	+1,383人	+1,082人	+48人	+69人	

令和5年度以降、「量の見込み」に対して  
「確保方策」(保育の供給量≒入所枠)が上回る状態が続く

計画上では待機児童は生じないことになる

「保育の供給量の増」を目指してきた「待機児童対策」からの転換が必要

### 4 待機児童対策からの転換

第二期子ども・子育て支援事業計画 P55 第4章 計画の内容

2 教育・保育に関する内容

(2) 教育・保育の提供体制の確保方策の内容及びその実施時期 (抜粋)

なお、令和2年度前半に3か所、令和3年度にも3か所の小規模保育事業を行う事業者を募集します。教育・保育給付3号認定児童(1~2歳)の確保量の不足分については、当該年齢児童に係る定員の弾力化、他の年齢区分の受入枠の活用、認可外保育施設の活用により、受入枠を確保します。さらに、市立保育所において、保育職員体制の強化により、低年齢児の受入定員の確保と、4月当初からの受入人数の増を図ります。

記載を修正

なお、継続的に出生数や就学前児童数が全国的に減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況が続いていること等から、令和5年度以降は確保方策(入所枠)が充足した状況が続く見込みです。

今後は、保育の供給量に余剰分が生じる年齢もありますが、待機児童の発生が見込まれる1歳児については、引き続き、定員の弾力化等による受入枠の確保に努めます。また、市立保育所の役割、担うべき業務を明確化し、民間との機能の分担を図りながら、供給量の調整弁としての活用についても検討します。

#### 次期計画の策定に向けた検討事項

- 1) 待機児童対策からの転換
  - ・ 市立保育所の統廃合等による定員の縮減、整備計画の見直し
  - ・ 幼稚園からの移行以外の新規認可の抑制
  - ・ 定数を超えた受入れの抑制
  - ・ 民間立教育・保育施設の希望、要望に基づく定員の縮減
- 2) 多様化する保育ニーズへの対応
  - ・ 待機児童対策の各種補助の見直し
  - ・ 医療的ケア児の受入れ体制の拡充
  - ・ 子どもの居場所づくり
  - ・ 未就園児への子育て支援
- 3) 市立保育所の役割の明確化
  - ・ インクルーシブ保育の推進
- 4) こども家庭庁発足と国の新たな子育て支援策、少子化対策への対応